

## 動物用医薬品販売従事登録の消除について

登録販売者が指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったとき、死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、登録販売者又は死亡等の届出義務者は 30 日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請してください。あわせて、販売従事登録証の返納をお願いします。

(必要書類)

- (1) 動物用医薬品販売従事登録消除申請書
- (2) 動物用医薬品販売従事登録証